



商工びぼろ

第184号

発行所
美幌商工会議所
美幌町仲町1丁目44
TEL(☎)73-5251・FAX73-5253
E-mail info@bihorocci.jp

会員のみならずご利用下さい

商工会議所会員優待サービス

商工会議所会員企業の方、従業員又はその家族の方がご利用いただける会員優待サービスのガイドブック第18号が発刊になりました。道内各地279件の宿泊・レジャー施設が優待料金で利用頂けます。ガイドブックは当所

1. ガイドブックについて「会員優待サービス券」に会社名をご記入のうえ利用下さい。
2. 利用する施設の窓口にサービス券を提示して下さい。
3. 予約を必要とする施設については、事前予約の上ご利用下さい。



美幌町の活性化を目指して、青年の力を結集!

美幌商工会議所青年部
平成26年度 会長
中川 英保



日頃より、美幌商工会議所会員事業所並びに関係各位の皆様におかれましては、当青年部の事業・活動に對しましてご支援・ご協力を頂き、心より感謝申し上げます。

たり当青年部のスローガンを「継続」としました。安倍政権が掲げる「三本の矢」と言われる経済政策によって、一部都市部の景気が回復傾向にあると報道されておりますが、残念ながら私たちに実感できるものではありません。さらにTPP交渉による日本経済の環境も大きく変わろうとしております。当然、一次産業の町である美幌町にとっては大変に大きな問題であると同様に認識をしております。

だからこそ、青年が立ち上がり地域経済の発展のために継続して行動していくことが大切だと感じております。平成30年度北海道商工会議所青年部北海道大会美幌大会の開催を大きな目標にして、わが故郷「美幌町」の活性化を願いともに行動する仲間を増やしなごら、美幌町の活性化を目指して青年部活動をより推進していく決意でありますので、今後ともご指導・ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

出して下さい。又、予約の際は、サービス券を使用する旨をお伝え下さい。

当所では隔週の土曜日を相談日として開所しています。受付時間は午前8時45分から正午まで、各種相談に応じています。

受動喫煙防止対策助成金及び支援事業のお知らせ

職場における受動喫煙防止対策に取り組む中小企業の皆様へ

喫煙室の設置に助成金!!

喫煙室設置費用の1/2(上限200万円)を助成

〈助成要件〉

- ①労働者災害補償保険の適用事業主であること
- ②中小企業事業主であること
 - ・卸売業については、その常時雇用する労働者が50人以下又はその資本金の規模が5000万円以下であること
 - ・小売業については、その常時雇用する労働者が100人以下又はその資本金の規模が1億円以下であること
 - ・サービス業については、その常時雇用する労働者が100人以下又はその資本金の規模が5000万円以下であること
 - ・上記に該当しない業種については、その常時雇用する労働者が300人以下又はその資本金の規模が3億円以下であること
- ③専用の喫煙室を設置する事業主であること
- ④喫煙室等の設置計画を作成し、北海道労働局長の認定を受ける事
- ⑤喫煙室に向かう空気の流れは、風速毎秒0.2m以上などの要件を満たすこと
- ⑥性能・実施状況を明らかにする書類を整備していること

詳細につきましては、下記までお気軽にお問い合わせ下さい。
北海道労働局労働基準部 健康課
TEL011-709-2311 内線3561

障がい者への「働く場」の確保を

すべての事業主は、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります(障害者雇用率制度)。

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者の割合が一定率(法定雇用率)以上になるよう義務づけています(精神障害者に

障害者雇用率制度とは、

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者の割合が一定率(法定雇用率)以上になるよう義務づけています(精神障害者に

・従業員50人未満の事業主にも、就労や雇用の確保をできる限

印紙税の非課税範囲が拡大されました。

(平成26年4月1日以降作成されるものに適用されます)

「金銭又は有価証券の受取書」については、記載された受取金額が3万円未満のものに非課税とされておりました。平成26年4月1日以降に作成されるものについては、受取金額が5万円未満のものについて非課税とされることとなりました。

「金銭又は有価証券の受取書」とは、金銭又は有価証券を受領した者が、その受領事実を証明するために作成し、相手方に交付する証拠書類をいいます。したがって「領収証」「領収書」「受取書」や「レシート」はもろろんのこと、金銭又は有価証券の受領事実を証明するために請求書や納品書などに「代済」「相済」「ア」などと記入したもので、さらに「お買上票」などと呼ばれるもので、その作成の目的が金銭又は有価証券の受領事実を証明するために作成するものであるときは、これに該当します。

必ずチェック! 最低賃金も労働者も

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者(臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む)に適用される北海道最低賃金(地域別)が次の通り改正されました。

最低賃金	時間額
734円	

◇効力発生年月日
平成25年10月18日

※最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金及び時間外等割増賃金は算入されません。

※最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、最低賃金法違反として処罰される可能性があります。

平成26年度 自衛隊定年退職予定者

26年7月~8月

~退職自衛官の再就職に関する情報をお願いします~

No.	就職希望地	退職年月	希望職種	主な保有資格
1	美幌	25年7月	公務団体(事務会計) サービス(工員)	1種大型自・大型特殊・フォークリフト
2	美幌	25年7月	公務団体(施設管理) サービス(工員・警備)	1種大型自・大型特殊・1種けん引・車両系建設機械
3	美幌	25年8月	公務団体(地方公務) サービス(警備・警監)	1種大型自・大型特殊・1種けん引
4	美幌	25年8月	公務団体(工員) サービス(警備・工員)	1種大型自・大型特殊(カタビラ)・けん引・ガス溶接
5	美幌	25年8月	サービス(警備)・林業(工員) 運輸(操縦手)	1種大型自・大型特殊・1種けん引・フォークリフト 普通自動2輪・玉掛け・小型移動式クレーン
6	美幌	25年8月	公務団体(清掃)・福祉(介護) 農業(工員)	1種大型自・大型特殊・自動2輪・2級ヘルパー 車両系建設機械・フォークリフト
7	美幌	25年8月	生産工員(施設管理・空港業務) 警監(ビル管理)	1種大型自・大型特殊・1種けん引・危険物乙4 2級ボイラー

※連絡先 美幌駐屯地援護センター ☎0152-73-2114(内線 470~472)

中小企業者等のみなさまへ

美幌町では、中小企業等の皆様が経営や技術改善を図ることを目的に中小企業大学校旭川校が開催する各種研修会を受講する場合、その参加に要する経費の一部を助成しています。

対象者 ・美幌町に在住する中小企業者等

助成額 ・直接経費(受講費、旅費、滞在費等)の1/2以内。ただし、上限は2日間コースで15,000円、3日間以上のコースで25,000円です。

申込方法 ・下記の中小企業大学校旭川校のホームページにてスケジュールを確認し、希望する講習名と日程を美幌商工会議所に連絡してください。

中小企業大学校旭川校ホームページ
http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/
受付・相談窓口 美幌商工会議所 担当 伊藤
TEL 0152-73-5251

※応募多数の場合には、初参加の方を優先した上での抽選とさせていただきます。